

第五回 參議院文部委員會會議錄第十七号

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)

午前十一時開会

本日/會議に付した事件

○國立學校設置法案(内閣提出・衆議院送付)

○文化財保護法案(田中耕太郎君外十六名發議)

○教育職員免許法案(内閣提出・衆議院送付)

○教育職員免許法施行法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(田中耕太郎君) 只今より委員會を開会いたします。國立學校設置法案につき質疑を続行いたします。速記を止めて……

午前十一時一分速記中止

午後零時三十九分速記開始

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め…… それでは、これで休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時三十六分開会

○委員長(田中耕太郎君) それでは只今から委員會を再開いたします。

先ず本委員會の多數の諸君の御提案になりましたところの文化財保護法が本委員會に付託されました。その審議を開始いたします。先ず提案理由を主として、この案の原案の起草に御関係になりましたところの諸君にお願いいたします。

○鈴木憲一君 文化財保護法案を議員によつて提出される運びになったので

ありますが、主として文化小委員會がその当初よりこれに關係しておりました關係上、私が極く簡単にその要領について提案の理由を説明したいと思ひます。文化財保護法案の主要点及び主要な特色について先ず申し上げたいと思ひます。

本法案の主たる目的はどこにあるかと言ひますと、第一に文化財の保護行政機構の統一強化を第一に目的としたところにあるのであります。

第二点といたしましては、文化財保存に關する國宝保存法と、重要美術品等の保存法を廢止して、多くの点からこれらに改正を加えた点にあるのであります。

第三点といたしましては、文化財を單に保護するだけでなく、必要に應じて公開することによつて國民の文化的教養の向上を図らうという点にあるのであります。

以上三點に主要な本法案の目的を置いたのであります。尙本法案の主要な点について以下申述べたいと思ひるのであります。

先ず總則について申し上げます、第一がこの法律の目的であります。「國民の間に存する文化的遺産を保存し、且つ、必要に應じて公開することによつて、文化國家の建設に寄與し、あわせて世界文化の進歩に貢獻することを目指す」としたのであります。

第二といたしましては、文化財の保存に政府が周到な注意を以て努力し、國民も亦誠実に協力すべきこと及び本

法を執行するに際しましては、關係者の所有權その他の財産權を尊重すべき旨を強く規定いたしております。

次に第三点といたしましては、文化財保護委員會の構成であります。委員といたしましては人数が五名、これを決定いたします。これは兩院の同意を得て、文部大臣が任命することにいたしております。事務局につきましては總務部、保存部を置く、附屬機關として専門審議會、國立博物館、研究所等を設置することになつております。

次に第四点といたしましては、國宝及び重要美術品が過去において非常に多過ぎた、それを再整理する必要があるという点から、新しい標準によつて厳選をいたしまして、國宝と重要美術品を選択して定めるようにした点であります。

第五点といたしましては、國民の文化的教養の向上のために、貴重な國宝、重要文化財について、所有權を侵害しない範圍内で、新たに公開を勧告し得る制度を設けた点であります。

第六といたしましては、國宝、重要文化財について、その保存の完全を期するために、國に委託し得る制度を設けたのであります。

次に第七といたしまして、國宝、その他の重要文化財について、滅失又は毀損の虞あるときは、管理者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設、その他の保存施設、その他管理に關する必要な措置を命じ、又は勧告することができ、その制度を新たに設けました。その場合に、費用は全部又は一部

を國で負担することとした点であります。

次に第八点といたしましては、從來は國宝が破損しておる場合にも、本人から申出がなければ修理できなかつたが、本法案では、國宝及び重要文化財について、修理の命令及び勧告をなし得ることとしたのであります。その場合には、費用の全部又は一部を國庫が負担することとしたのであります。

次に第九点といたしまして、本法案は、更に國宝について、所有者がみずから修理又は管理ができないときは、或いは不適当なときは、政府が進んで修理、管理を行ひ得ることとした点であります。

第十点といたしましては、環境保全について新たに規定を設けたのであります。最後に第十一といたしましては、演劇、音楽、工芸技術、その他無形の文化財について、その助成措置を規定し、又政府が全部又は一部の費用を負担して、これを一般に公開させ、以て保存育成を図ることとした点であります。

以上本法案について大畧の提案理由を説明いたしました次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 外に補足的の説明はございませんか。

○梅津錦一君 小委員會の一員としてこの法案ができき過程の御了解を頂きたいと思ひます。この法案は國會法案であり、而も非常な大部な法案でありますので、この法案作成に参りますまでに、長い時間と、そうしてあ

ゆる分野に亘つての調査研究があつたのでございます。特に文化財としての有形無形のものに至るまでの廣汎な文化財をこの法案に盛り込みますので、各委員の調査研究はもとより、専門、調査員の東奔西走して資料を集めたことに対しては、深甚の敬意を拂う者であります。尙法制局も、法案に對しまして研究努力を頂きましたことを、この席上から厚く御礼を申し上げる次第であります。學識経験者の意見聴取等あらゆる方面に亘つて細心の注意を拂いつつ、現在まで参つたのでござい

ますが、その経過につきましては一々申し上げなければならぬのであります。が、大要左の通りに御報告したいと思ひます。

文化財保護法作成経過(文部專門員室)

文部委員會 三回
文化小委員會 四回
文部委員會懇談會 五回
文化小委員會懇談會 三回
文部打合せ 一回
衆參合同打合せ 一回
計十七回(そのほか非公式に衆議院との連絡數回)

内 訳
二月十二日(委)法隆寺金堂焼火に關し政府に質問
二月十五日(懇)ブルマー、ギャラガー両氏を晤し質疑應答
二月二十四日より十日間余に亘り近畿九州、東海、東北、四班に分れ國宝保存狀況視察
三月二十四日(委)國宝保存狀況視察報

告

同日 国宝及び重宝に関する一般調査承認要求書提出
同日 憲法學識経験者、国宝所有者及び博物館等専門家十三名より国宝保存法改正につき意見聴取
四月一日(文化小委員会)保存法改正要綱につき審議
四月二日(打)国宝保存につき文部大臣に質問
四月六日(文化小委員会懇談会)保存法改正要綱につき博物館関係者と懇談
四月七日(文化小委員会懇談会)学識経験者、国宝所有者等専門家四名と国宝保存法改正点につき懇談
四月八日(文化小委員会懇談会)ブルマー、ギャラガー、阿氏と懇談
四月十二日(文化小委員会)保存法試案につき協議
四月十五日(右同)保存法試案につき審議
四月十九日(右同)保存法試案につき審議
四月二十七日(憲)学識経験者、国宝所有者等専門家八名より意見聴取
四月二十八日(憲)文化財保存法試案につき審議
五月六日(委) 右同
五月七日(憲) 右同
五月二十日(衆参合同打合せ)文化財保護法案につき協議

○本法案は第六次案である。
右申上げましたように、本案ができ上りますまでの原案が六回、只今お手許にありますが第七次案でございませう。七次案ということになっておりますので、この調査研究の材料はうすたかいたものでございませうので、それを

御覽になりますれば、如何にこの法案作成までに努力を頂きましたかということがお分りになることだと思ひますので、以上を申上げまして諸賢の御了解を頂きたいと思ひます。
○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

(速記中止)
○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め

○松野喜内君 提案理由の補足をいたします。新憲法の下に我々議員は、議員の方から勉強いたし調査、研究して提案することを必要と考えているものであります。今回の特別國會におきまして内閣側の提出法案数は、調べて見れば二百二十あります。而して我々議員の手によつて練つた提出の法案の数、一、我々参議院側の提出数が十あります。今日の文化財の法案もやはりこの参議院提出法案の一つであり、過日の年齢に関する法案もその一つであります。我々は議員の使命を考へて眞剣に考へ、先程梅津委員から経過報告がありましたように、我々文部委員会に或いは打合會に、或いは文化の小委員会に、懇談會乃至衆参合同打合會といふふうには、実に十七回も亘つてこれを眞剣に論議したのであります。でありまするが故に、これこそ國民に文化國家建設のために是非提出することが我々の責任であると思ひます。提出したのであります。小委員の一人として、文部委員の一人として、以上提案理由の補足をいたす次第であります。

○藤田芳雄君 私提案者の一人として、たしまして補足的に申したいと思ひます。
御承知のように最近法隆寺並びに松山城その他の國寶的な文化財が損失し、その他各所に正に消滅に瀕せんとする程荒廢に委せられて、一刻も早くこれが保護をいたさなければならぬ状況のものに多々あるものであります。その上終戰以後開くところによりますとやはり國民、國家の窮乏のためか、重要な文化財が國外へ流出するといふような虞れも多分にあるのであります。この際至急にこの文化財法の法案を作つて出さなかつたならば、もう時期を失してしまつて、到底後に取返しのつかないようなことに立ち至る。その意味からこの文化財の保護法が一刻も早く提出され、そうして公布せられることを必要と思ひますので、その点からも私共は今國會にどうしてこれが成立をして頂きたいという念願の下に、提出した次第であります。それからもう一つはやはり今までの文化財の保護の建前から見ますと、どうも國民一般の関心を集め、それと繋がりを持つような運営が思ふようでなかつたといふようなことを考へまして、この法案の中にそれらの民主的な氣分を多分に入れるための委員会制を採りましたことも、終戰後の日本の國情に適應したところの文化財保護の形態を採りたいという切なる希望を盛り込んでおるわけであります。

○山本壽雄君 幸い大臣が見えておりますと、それから又大臣が衆議院の方に今呼ばれておられますので、大變時間がないやうでありますから、ちよつと私大臣に質問をいたしたいと思ひます。御承知の通りこの法案は我々が作つたものでありますから、我々の間においては普通の法案のように質問といふことはあり得ない、意見もあり得ないわけでありまして、ただ文部大臣にお尋ねいたしたいことは、非常に長い間多数の回数を重ねまして相當に慎重研究をいたしました結果、この議會といたしましては、恐らく参議院ではこれだけ長い間かつた議員提出の法案はないと思ひますが、そういうものを提出したわけでありまして、でこの法案に對し文部大臣としてはどういふお考へを持っておられますか、それが第一点であります。

第二点は、この法案として非常に大した意味から、殊にこの二十四年度におきましては、税制の改革というやうな現実の問題が眼の前にぶら下つております。それらの点からもここに大きな財政的な裏付けを必要とするやうな事業の法案が一刻も早くできております。そして、それらの税制改革の一環としてその中へ採り入れて頂くといふことも非常に必要なことではないかと、むしろそうして行かなければ、この文化財の保護も思ふやうにできない。その意味からこれは非常に急ぐ問題でございまして、今國會にどうして提出するように私共議員の提案案といたしまして、而してこれが成立を希望する意味において提案したものであります。その点皆様の御賛同を得たいものと思つておるものであります。

○山本壽雄君 幸い大臣が見えておりますと、それから又大臣が衆議院の方に今呼ばれておられますので、大變時間がないやうでありますから、ちよつと私大臣に質問をいたしたいと思ひます。御承知の通りこの法案は我々が作つたものでありますから、我々の間においては普通の法案のように質問といふことはあり得ない、意見もあり得ないわけでありまして、ただ文部大臣にお尋ねいたしたいことは、非常に長い間多数の回数を重ねまして相當に慎重研究をいたしました結果、この議會といたしましては、恐らく参議院ではこれだけ長い間かつた議員提出の法案はないと思ひますが、そういうものを提出したわけでありまして、でこの法案に對し文部大臣としてはどういふお考へを持っておられますか、それが第一点であります。

第二点は、この法案として非常に大した意味から、殊にこの二十四年度におきましては、税制の改革というやうな現実の問題が眼の前にぶら下つております。それらの点からもここに大きな財政的な裏付けを必要とするやうな事業の法案が一刻も早くできております。そして、それらの税制改革の一環としてその中へ採り入れて頂くといふことも非常に必要なことではないかと、むしろそうして行かなければ、この文化財の保護も思ふやうにできない。その意味からこれは非常に急ぐ問題でございまして、今國會にどうして提出するように私共議員の提案案といたしまして、而してこれが成立を希望する意味において提案したものであります。その点皆様の御賛同を得たいものと思つておるものであります。

ついでに御答弁を願いたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) お答え申

上げます。國宝その他重要文化財の保護の問題は最近非常に重要視されてゐる問題でありまして、殊に法隆寺火災事件以來、各方面からこれが論議され、輿論と殆んどなつてゐると思ひます。従ひまして今までの古い國宝保存法、重要美術の保存法等では甚だ不十分である。何かもつと強力な、適切な法案が必要であり、これに關する強力な機構、適切な運営が要請されてゐると考へてゐると思つておられます。従ひまして文部省として、特に法隆寺火災事件以來機構の改革、運営の改革等につきまして極力研究を進めておつたわけでありまふ。そこへ今國會におきまして、特に參議院文部委員會におきまして、この重要な問題を取上げられまして積極的に新らたな法案をお作りになるという企てがあるというのを聞きまして非常に喜んで次第であります。元來文部省としても積極的にやるべきことであつたのでありますけれども、文部省がまだ十分に準備もできないうちに參議院文部委員會において非常に面倒なお手数に厭わぬで、迅速に法案をお作りになつたということにつきましては、文部省、つまり文化財保護の責任官廳といたしましては非常に感謝してゐるものであります。今度でござりました法文につきましては、私も一通り拜見をいたしておりますが、甚だ結構な法案であると考えております。先程も御意見が出ましたように、無論この法案に感られております機構の運営等につきましては、いろいろのやり方がござ

いまするし、やり方によりましては非常に龐大な予算も必要になつて来るし、又やり方によりますればそれ程予算を要しないでもやれるというものだらうと思ひます。理想といたしましては無論これに対する新らたな予算を要求いたしまして、十分手の届くような運営をしたいということが当然であります。それが、現在の經濟情勢からいへば、予算の甚だ貧弱なままで出資しなければならぬといふことで、その点は残念でありますけれども、併しこの新らしい機構によりまして、新らしい運営を強力に適切にやつて参りますれば、今までの國宝その他の文化財保存の機構その運営よりも遙かに効果を挙げまして、輿論の要求に副ひ得るだらうと私は確信いたしておりますので、この法案が本國會において是非成立いたしまして、できるだけ早くこれが執行できると、私自身も希望してゐるところであります。

次に第九條の委員の人の選の問題につきまして、山本委員から御質問がありました。無論法案の立案者であります文部委員會の方々が慎重にお考えになつてこの法文をお作りになつたわけでありまふ。その精神は只今山本委員からお述べになりましたところでよく私も了解いたしましたし、又私自身もいたしまして、こういう重大な任務と責任を持ちます委員の選考は、極めて慎重に行なわなければならないといふことは当然考へておつたところでありまして、只今の山本委員の御意見と全く同感であります。つまり委員の選考につきましては、この法文にありますように、その責任が十分果せるような、

廣い高い識見を持つた方を選ばなければならぬといふことは當然でありまして、それについて文部大臣が独断で以て勝手に選ぶといふようなことはこれはできるわけでもありません。やはり法案の精神に従ひまして、各方面の意見を徴しながら、最高の適任者を選ぶといふ方法を探るより外ないと思ひます。それにつきましては、山本委員からお話がありましたように、やはりこういう委員選定についての高い識見をお持ちになつておられる方々にお願ひをいたしまして、委員のようなものを作つて御相談を願うといふより外なからう、決して文部省が独断にこういうことを決めようといふことは私は考へておりません。そうして又どうせ國會の承認も得なければならぬといふのでありますからして、國會はつまり輿論の代表でありますから、文部省が慎重に選びました委員候補者について、又國會は國會としての權威識見を以て批判をされるだらうと思ひます。決して立案の御精神を蹂躪するようなことはないと、又しないだらうと私は考へております。

○山本委員 只今大臣から大変懇切な御答弁を頂きまして我々はたいに安心をいたしました。殊にこれが通過いたしました際は、大いに御努力をされることをお願いするわけであります。そこで今の選考の場合でございますが、これらは希望でございますが、文部省といたしましては、大臣が独断でやらない、そうして慎重に選考委員會を作つておやりになるというふうなお話であります。人によりまして、その選考委員會に又疑問を持つた人があり得ると思ふのであります。そういう点に

疑問をできるだけ少くしますように、これは私の希望でございますけれども、各党から出るという又なか／＼むずかしいと思ひますので、取敢ずその選考委員會の準備の会としまして、文部大臣と兩院の文部委員長と三人でまず選考委員會を選ばれて、そうしてその選考委員會によつて適当な委員が選ばれて来るようになつたら、いろいろこの問題について心配されることも、それだけの用意をされれば、大体御心配がないのじやないかと思ふ。これは私個人の意見でありますけれども、ちよつと申上げて置きます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 了承しました。

○委員(田中耕太郎君) それでは、文化財保護法案につきまして別に御発言ございせんか。

○大隈信幸君 ちよつとその前に一言……私も文化小委員の一名といたしまして、本案作成に當つたわけでありまふが、この際一言希望を申し上げたいのですが、先程藤田委員からいろいろお話がありました。その中で、施設或いは天然記念物といつたようなものについてお話が触れなかつたのであります。將來こういう問題もこの法律において取扱われるように我々深く希望してゐることを申し上げたいと思ひます。それから尙この法案の作成につきまして非常なる御努力を下さいました文部委員會の専門員の三名の方、法制部の方並びに關係の事務局の方々に對しまして、深く感謝の意を表したいと思ふのであります。我々がこの法案を作つたのでありますけれども、その陰にありまして非常なる御努力を頂いたということは、委員諸君も

よく御存じのことです。ここに重ねて篤く感謝の意を表したいと思ひます。(「異議なし」「同感」と呼ぶ者あり)

○梅津錦一君 この委員會が当初この問題を取上げたのは、法隆寺の問題によつて刺戟されたことは事實であります。先國會の開會中、各委員がこの國宝並びに重要文化財方面に對しまして調査したわけでありまふ。この調査の結果が、この文化財が多くは温存されてゐる、非公開のまま温められてゐる、而もそのために重要な國宝であるといふことは分つてゐるけれども、その國宝の内容も分つてゐない、見た者もない、こういうふうなところがある、その重要文化財の非公開のものを公開して廣く國民の生活の中に滲透させて行く、言い換へれば、こうした文化財を生活して行くといふところに狙いがあつた筈であります。尙こうした重要な文化財が、法律でできないために散逸するといふ、この散逸を防衛しようではないかといふことも申合はせてあつたように記憶しております。尙正倉院の例も引合ひに出たと思ひますが、この正倉院のような、あゝ文化財は日本に温存されておることは確かでありまふが、ただ單に日本の文化財ばかりでなくして、廣く人類の文化財である、世界の文化財である、こういう廣汎な意味が織込まれておる筈なんです。この法案は日本の法案であります。この法案によつて世界の文化財を保護するための施策でもあるといふことがこの趣旨にあつた筈であると思ふ。尙無形の文化財であるところの、例えば雅樂だとか文樂とかいうものはすでに衰微の兆にある、こうい

うもの文化財としてどうしても保存して置かなければならないということを通調しておつたと思つてあります。この法案が國會を通つたならば、單に日本の仕合せばかりでなく、世界人類のために仕合せである、世界人類の貢献もできるという廣い意味を持つておるので、ここまで来たことは非常に仕合せだと思つて、本國會でこれが満場一致を以て通過するようにお互いの御努力をお願いしたいと思つてあります。

○松野喜内君 一言速記に留めて頂きたいことがあります。

幾回も重ねられた委員會で述べられたごとく、國寶が國寶のみでなく文化財に廣まり、保存のみでなくこれが利用方面のことにも進展いたし、宝の持ち腐れであつちやならない、即ち文化財をば文化のために文教の普及のために活かして活用せねばならん、こういう議論が段々委員會の方において度重ねて論議されたことを思い出次第であります。これは特に我々は文部委員といたしまして、文教の普及刷新に鑑み、我々の持つたる文化財をより有効に教育上に活用したい点があつたことを、これを記録して置きたいから申添える次第であります。

○鈴木憲一君 先程の提案理由に補足いたしました、一点御了承を得たいと思つてあります。それはこの法案の中に当然加えるべき事項であつた一つは、税の問題であります。その税の問題は御承知のごとく、現在非常ないろ／＼の關係がありまして、敢て加えなかつた次第であります。それは近き將來において当然加えるべきものであると考へるものであります。この法案が非常に重要なものであると同時に急を要するものであるという点からいたしまして、若しこれが実施の上修正を要するということがあるならば、近き將來においてその税の部分にこれに加へなければならぬ、そういう際に修正が行はるべき余地がここに存しておるのであります。それから、そういう意味を以ちまして御賛成を得、通過いたしますように特にこの際附加えて申上げた次第であります。

○若木勝藏君 私はこの法案の出たことを非常に喜ぶものであります。それは單なる机上で考へたところの法案ではなく、全く各方面に亘つて文部委員が出張調査の結果得たところの資料が全部盛り込まれて、例えば保存の方法につきましても、或いは公開の問題にいたしましても、我々は視察をして實際を見て來ておるのであります。そういうものが血となり肉となつてこの法案に盛り込まれて、そこに私はこの法案の他の法案に比べて誠に画期的な部分のあるところであらうと思つてあります。我々といつたしましては、ぜひこの法案を通したいものである、こういうふうな考へた次第であります。

○高良とみ君 私共の会派といたしまして、この文化財保護法が今日のところき廣汎又徹底した法案に、一同の努力によつて成り上りましたことを心から關係諸賢に感謝するとともに、どうかこれがよく國民の間に浸透して、眞に文化財を愛護して行く運動の元になることを希望いたします次第であります。廢墟の中から起ち上つた國家といたしまして、いろ／＼な改革が行われますけれども、未だ文化を立法によつて基礎づけて行くという努力は僅かしかできておらないと了解いたします。それだけこの文化財保護法というものは、始めの國寶保護法或いは古文化財保護法というような、名前の持つておつた性質からいへば、廣く廣く参りまして、今後文化國家、平和國家として國民が守り、以て教育し更に世界の文運に貢献する基礎となる素材であることによく示しておると思つてあります。私共教育の全般に目を通して、その中内容として流して行くべきものについては、芸術とし、或いは思想とし、或いは技術といたしまして、幾多世界に認められ得るもののあることを、國民と共に自信を持ちまして、どうぞこの文化財保護法が、更によく発展強化の役を果すことを信じ、本法案を兩院に眞に理解して一日も早くこれを施行し、又今後十分予算が取れて、本當の文化國家の実を挙げること

を期待する者であります。以て私共の賛成の意を表する次第でございます。

この文化財保護法が成立しませんが、現下の國際情勢及び敗戰國の經濟事情から、再び民族が得ることのできない大切な文化財が荒廢崩壊に瀕し、海外へ流出散逸する虞れが十分にあります。國民經濟の没落が、文化的遺産をも廢墟に陥らしめることは、子孫に對し又廣く世界の文化に對し、我々の重大な責任が生ずることになります。この法律によつて、文化財を保護愛護して、更に新しい平和的文化の建設に向つて、勇氣と自信とを回復し、教育と産業の源といたしたいものであります。

○委員長(田中耕太郎君) 他に御發言はございませんか。

○松野喜内君 この文化財保護法案につきましては、我々全委員が協同しての提案でありまして、質疑應答又討論の要なしと思つて、故に直ちに表決に入られることの動議を提出いたします。

○委員長(田中耕太郎君) 只今の松野君の提出されました動議に御異議がございませんか。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ありません。直ちに採決に移りたいと思つております。

○委員長(田中耕太郎君) 本案に、文化財保護法案に御賛成の方の御起立をお願いします。

〔總員起立〕

○委員長(田中耕太郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決いたしました。

尚本會議における委員長の口頭報告の内容は、委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それから議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附すことになつておりますから、本案を可とせられる方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

松野 喜内 高良 とみ
若木 勝藏 木内キヤウ
鈴木 憲一 藤田 芳雄

一言委員長といたしまして感想を述べさせていただきます。第五回國會は甚だ多事でございます。六三制予算の大問題がございまして、又多数の教育關係の重要法案が参つておりました。文部委員の各位におかれましては、非常な御努力を拂つて日夜御奮闘しておいでになるのであります。その間にです。かような重大な文化財保護法案が、皆様方の眞剣なる御努力により生れて、そして今日日本委員會で可決せられましたことは、實に感慨無量で、委員會の各位に對しまして、深く感謝申し上げる次第であります。又その外感謝申し上げべき方々は沢山ございまして、先程も大隈君からおつしやいましたからして私は蛇足を附加えませんが、かような法案、これは私率直に申しまして、世界において劃期的なものと思つてあります。或るアメリカの専門家がすでに國寶保存法でも非常に優れておる、世界に余り例のないものだということを言つておられました。これは更に更に先程も皆様からお話がありまして、何歩も進めておるものと存じますので、これこそ本當に日本の文化國家としての非常な体面を維持するのみならず、高めるものじやないかというふうな存じておるのでござい

ます。そして法案の原案作成に當りましては、先程実地調査、専門家の意見を聴く、あらゆる点におきまして用意周到になされて、五次案六次案という

のであります。考へるものであります。この法案が非常に重要なものであると同時に急を要するものであるという点からいたしまして、若しこれが実施の上修正を要するということがあるならば、近き將來においてその税の部分にこれに加へなければならぬ、そういう際に修正が行はるべき余地がここに存しておるのであります。それから、そういう意味を以ちまして御賛成を得、通過いたしますように特にこの際附加えて申上げた次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。

○委員長(田中耕太郎君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。

署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。

署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。

ような案を重ねたような次第でござい
ます。我々が限られた時間において衆
智を集めてなすべき限度にまで達し
ておるのではないかと申します。ただ本
議院におきまして非常に切羽詰つて今
日漸く可決せられるようになりまして
ことはいさ／＼原因はございませうけ
ども、併し衆議院に對します極めて
デリケートな心づかいからこうなつて
おるのだというとも言えるのじやな
いかと思ひます。願わくば衆議院の方
においてこのデリケートな心づかい
を十分ブリーチエートされて、そうし
てこの法案を通過されるというこを
この際我々は特に希望して止まない次
第であります。一言私の感想を申し上げ
まして、さうして皆様方に感謝いたし
ます。(拍手)

○若木勝蔵君 大臣が今おいでになる
間に、二三分でもございませうが、私
緊急の事項について伺いたいと思ひま
す。一昨日の本案議におきまして、河
野議員から緊急の質問があつた事項に
關してあります。いわゆる教員の
地方議員兼職の問題であります。林副
總理並びに文部大臣から地方自治法を
緩和して改正したい意向であるという
御答弁があつたのであります。ところが
これは期限が最早六月三十日と迫つ
てゐるのであります。それまでに問
に合うように改正せられるか、その点
をはつきり伺いたいののであります。
○國務大臣(高瀬莊太郎君) 間に合わ
ないといへないといふことにな
りますから、間に合わせるといふ方針
で極力やつております。

○委員長(田中耕太郎君) それでは次
の議題に移ります。教員免許法並びに

○委員長(田中耕太郎君) それでは速
記を始めて……。審議を継続するや否
やについて採決をいたします。
教育職員免許法並びに施行法をこの
際継続してやることにつきまして、御
賛成の方は御起立を願ひます。
〔起立者多数〕
○委員長(田中耕太郎君) 多数と認め
ます。それでは継続して審議をいたす
ことにいたします。
○藤田芳雄君 只今の教育職員免許法
並びに教育職員免許法施行法案の審議
も段々終りに近づきまして討論を終結
しそふになつたのであります。ここ
に両法案に對しての修正案が出ておる
のであります。若しこの修正案が
通らば、原案そのものが通つたもの
と仮定いたしました場合、教育職員免
許法の第五條の一項の第四号及び施行
法の九條の一項の二號、「禁こ以上の
刑に処せられた者」とありますが、一
度禁錮に処せられたらすべていけない
というのではなしに、刑法及び民法で
すので時効が参り、そうしたものがな
くなつたときには、これに縛られない

のであるという点を一つ明らかにして
おく必要があると思ふ。それから同じ
く教育職員免許法案の第五條の第一項
の第六号及び施行法案の第九條の一項
の四号、「日本國憲法施行の日以後に
おいて、日本國憲法又はその下に成立
した政府を暴力で破壊することを主張
する政党その他の團體を結成し、又は
これに加入した者」とあります。いわ
ゆる「暴力で破壊すること」を主張する
政党その他の團體は、今現在現存し
ておる政党及び團體には該当しておら
ないのであるといふふうに考へるので
あります。その点に對しての御当局
の御意見を聞きたいと思ふのであ
ります。

○政府委員(稲田清助君) 前段の御質
問に對してであります。禁錮以上の
刑に処せられまして、禁錮以上の刑
に処せられて執行を終りました後に、
罰金以上の刑に処せられまして十年以
上を経過いたしました場合には、刑の
言渡しはその効力を失ふという規定が
ありますので、その規定の適用により
まして今申しましたような状態に立至
れば免許状を得る資格が生ずるものと
解釈いたします。

後段の御質問に對しましては、現に
こういう結核があるかどうかは実は分
らないのであります。先般御質問にお
答へ申上げましたように、或いは秘密
綱領その他秘密的に策動をいたしてお
ります場合もございませうし、又憲
法違反等の問題につきましては、問題
によりますれば、最高裁判所の判定を
得なければ決定しないという法律上の
性質を有する場合もあります。そうい
うようなわけで、現にこういうものが

あるかないかは分らないのでございま
す。

○藤田芳雄君 第六号の日本國憲法云
の條項であります。私の御聞きし
ましたのは、「政党その他の團體」と
いうのは、これはすでに今現在といた
しましてはそれ／＼届出がある筈であ
ります。だから私の聞きましては、正
式の届出をしてある政党及び團體にそ
うしたものはないのではないかと、ない
と認めて差支ないのじやないかといふ
ことをお聞きしましたのであつて、そ
の點にまだ何かあるかないかというよ
うなことをお聞きしたのではない。こ
の點に誤解のないようにもう一度伺
いたしたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) そういうふ
うに了解いたしました。只今のお答へ
を申上げたのでございませう。

○藤田芳雄君 どうもはつきりしない
のですが、それならば、今現在届出ら
れておる政党の中にもそうしたものが
あるかも知れないというお考えの下
に、この條項が入れてあるということ
なんです。

○政府委員(稲田清助君) 現にはつき
りあるという前提の下にこの條項を設
けたのでございませう。

○梅津錦一君 政府の道徳的、人権的
な見解を聞きたいと思ふのですが、禁
錮以上の刑に処せられた者が、その刑
を終つて何故に教職員に就けないかと
いう見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) これは長い
沿革のあることであります。旧小学
校令、國民学校令、又中等学校以上
につきましては旧免許令が制定いたさ
れました明治十九年以來こういつたよ
うな内容の規定があつたのでありま

す。恐らくこういう規定を設けました
のは、教育職員として教育を以て國民
全体に奉仕すべき人の資格につきまし
ては、その資格について重要な制限を
する必要がある。例へば別に裁判官、
或いは判事、或いは檢察官といふよう
な官と同様な程度について、こうした
欠格條項を設ける必要があるという見
解を以て、從來の規定も設けられたん
だと考へます。今日この規定につ
きまして、そうした考へを以て制定
いたしました次第であります。

○梅津錦一君 そうするといふと、禁
錮以上の刑に処せられた者は十年間の
期間を経なければ、刑が終らないとい
うことになるのです。教員だけは……
。他の職においては就き得ると思ふ
のですが、特に十年という長い期間を
置いてさうして職に就けないというこ
とは、これは明治憲法、旧憲法によつ
て作られたところの法律が、まださう
いつた法が生きておる。それを政府は
是正しないでここに持つて來たのは、
聊か了解に苦しむのですが、さうい
う意味で先程も御質問申上げてござい
ます。言いかえれば、道徳上の問題
と基本的人権の問題である。言いかえ
れば、一旦刑を受けた者は十年間刑罰
を受けた者と同じような取扱いをやは
り受けておる。さういふことに對し
て、政府は新しい憲法上の解釈から
これをどう考へるか。それに対しての
御見解を文部大臣に今度はお聞きした
いと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今の御
質問の問題は、実はこの法案だけでは
ありません。裁判所の場合でも、警
察官の場合でも、制限がおかれておる
のであります。一般的に基本的人権

を排除するというわけではありませんで、特に必要のある場合に制限が加えられるという解釈であります。

○梅津錦一君 裁判官或いは警察官は司法官であり或いは行政官である。それで裁判所の司法官でないところの職員、或いは警察官の中で司法行政官でないその他の職員、そういう者に対してこういう規定があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○政府委員(稲田清助君) 裁判官、檢察官、弁護士、或いは公安委員と申しましたように、普通の國家公務員以上にそうした資格について重要に考へべき性質の職については、こうした例があると考へております。

○梅津錦一君 その点をはつきりしたに思ふのですが、例えば裁判所の單に事務を取扱つておる者、或いは警察官としても警察官でない警察の事務をやつておる者に対しては、こういう法は適用されておらない。然るに教職員は明らかに行政官ではない、司法官でもないのに、司法官、行政官と同じような取扱ひを受けるというこの法的見解、或いは憲法上の解釈をお聴きたい。私はこう思ふのであります。

○政府委員(稲田清助君) 教育基本法におきましても、第六條に「学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このためには、教員の身分は尊重され」云々の規定がございます。それ程教職員という者は他の仕事と比べまして尊重もしなければならぬし、又その資格についても厳重に考へなければならぬ性質のものだと思つております。

○鈴木憲一君 先程藤田委員から質問

がありました点であります。六号の件ですけれども、これに当てはまる政党や團體は現在ないとお認めになつておるのですか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(稲田清助君) 先程の藤田委員にお答えいたしましたように、あるかないか分らないとお答え申し上げた次第であります。

○鈴木憲一君 將來に対する心配のたにこつていろいろの書かれておるのではないかと考へられるのです。現在当てはまるものがあるかないかといううなことは言明されないものであります。私の推測するところでは、將來かかる心配があるものを、今こゝで規定しておく必要があるのだというふうに思つておられるのじやないかと思ふのであります。そこまで心配する必要がある一体どこにあるのであらうかといううに私は思ふのであります。殊に我が國の本來の新しい行き方から考へましても、そういつたような行き方は実に不明瞭で困る。もつとつきりした立場を取らなければいけないのじやないかと思ふのです。殊に教職員に対してそういういつたような不明瞭な氣持を持たせるといふことは、將來非常に心配の種だと思ふのであります。もう少し政府としては、現在これに當てはまるものはないのだけれども、將來を心配するためにこういうものを置くのだとか、或いはその他何人も納得するようになつて明確に挙げられたいと思ふのであります。その点をお伺いいたします。

○政府委員(稲田清助君) 繰返して申し上げるまでもないと思ひますが、日本國憲法は國民の總意を以て成り立つて

おりますものであり、政府もその憲法の基礎に合法的に成立したておつて國政の運営に當つておる。それを非合法な手段で破壊しようとする主張する政党、或いは團體に教職員たらんとする者が加入しておるといふような状態は、教職として不適格な條件であると考え次第であります。

○藤田芳雄君 先程から聴いて、非常におかしいと思つて聴いておるのであります。現在あるところの政党及び團體でこれに該当するものがあるかないかは分らない、がその反面言いますといふと、ないといふことは言ひ得ない、あるかも知れない、といふことのように聞かれます。多分そうだと思はる。若しそうだといたしますと、これは重大問題であります。一体政府として、この新憲法下、暴力で破壊するやうな疑いのあるものがあるものを、なぜはつきりさせないで、あるかも知れないといふやうな言葉で濁しておくのであるか。若しそういう疑いがあるならば、早速それを糾明して、一日も早くそうしたものを取り除かなければならぬと思ふ。それを現在そうした動きも何もないこのときにおいて、あるかも知れないといふやうな発言があつたのでは、ちよつと聞き捨てにならん問題だと思ふのであります。何か影にそうした疑いをさしはさむだけの材料なり、或いは資料なりがあつてのことなものであるかどうか。その点もう一遍伺ひます。

○政府委員(稲田清助君) 或る政党において、明白に綱領として掲げる場合もあるかも知れません。この場合において、恐らくそういう政党があるかないかは明白であらうと思ひます。秘

密綱領を掲げる場合においては、現にありましても、それが知し難いといふ状態はあり得ると思ひます。或いは又一連の或る政党の行動が、結局帰するところ一つの基本方針に基づくという推定の原因となる、そういう場合には、その政党はこの法規の關係につけられて来る政党であらうと思ひます。こうした状態は、発達もし変化もする性質のものでありますので、そういう意味において、あるかも知れない、ないかも知れないといふことを先程申し上げたわけでありまして。

○藤田芳雄君 この條項は、今こゝで免許状を與えるか與えないかという資格を決定するものであります。そのときに、今現在の政党が秘密綱領を持つておるかも知れないといふやうな建前で政党を見たならば、これはどの政党も否認しなければならぬ、政党と名の付いたところへ入つた者は皆いけな、民主自由党であつても、社会党であつても、共産党であつても政党と名の付いたもので秘密綱領を持つておるかも知れないといふ予想を持つならばどの政党もこれに該当して来て、いわゆるこの欠格條項に一應ひつかつて来るということになる。そうすると教員の資格を得ようとする者は、すべてそうした政党なり、團體の中へ入つておつたものでは、ちよつと資格を得るに困難であるといふことに帰着するかと思ふのであります。その点如何でございましょう。

○政府委員(稲田清助君) 只今の御質問は先程の御質問と性質が違つて来たように拜聴いたします。只今の御質問でありますれば、これを適用いたしまするにつきましたは、客觀的に明らか

な場合に限りまして。先程の御質問はこの法を制定する趣旨は、現にはつきり具體的に或る政党があるのかという御質問でしたから先程のように御説明申し上げました。これを適用する問題とは別だと思ひます。

○梅津錦一君 私は第二國會だと考へておりますが、無所屬懇談会の羽仁五郎君が質問演説をやつたのですが、そのときには多分この問題のような日本に地下政府的な、第二政府的なものがあるかと考へるが、政府はそういうものを知つておるか、或いはそういうものがあるかという質問に対して、完全に

考へておる。然るにこの免許状の問題に対しては明らかにそういうものを予定して、予測しておる。そうするとあの第二國會のときから現在まで非常な情勢の変化がある、そういうふうな政府は考へておるのかどうか。第二國會のときよりも、今度の第五國會に至るまでのこの期間において、そうした地下政府的な、言ひ換へれば秘密結社のようなものが予想される、こういうふうにお考へるか、お考へでないか、その時間的な問題を取上げて御回答を願ひたいと思ひます。

○政府委員(左藤義詮君) 大分微妙な問題になつて来たので私からお答えしたいと思ひますが、現在の合法政党と申しますか、正規の手続をしております政党につきましては、私共は第二國會以來変化はない、さうなものはないと信じておるのであります。ただ、政党の変化と申しますか、如何なる秘密綱領を掲げるやうなことが起り得るかも知れませんが、さうなことを申上げたのであります。現在の合法

政党につきましては、私共はこの條項に當面するものはないと信じております。

○藤田芳雄君 今の左藤政務次官のお話で明らかになつたようでありまして、けれども、先程私の質問に少し遅いが出て來た。要するにあとの質問は、それは今の法案を適用するに於いてのもの、又は別であるというお話があつた。そういったことと、現在それを適用するに於いて、現在居出られておる政党及び団体に入つておつた者、或いは結成したものであつても、現在のものは今これを適用するに於いては、如何に該當しないと解釈してよろしいですか、もう一遍お伺いします。

○政府委員(左藤政務次官) 現在の段階におきましては、只今藤田委員が御解釈の通りと存じます。

○藤田芳雄君 若しそうだといふことは、現在の政党内に入つておつたといふようなことで、こうした免許法に該當する者には、やらないといふような事態が若しありとすれば、それに対して政府はどんな手を打ちますか。

○政府委員(左藤政務次官) 現在の段階におきましては、さういふ事實はないと存じますが、併しその政党が將來秘密綱領その他一連の暴力で破壊するやうなものと最高裁判所等において認知されました場合には、これは適用されると思ひます。

○藤田芳雄君 今現在ある政党です。その中に入つておつたために貰われなかつたという事實が若しありました場合に、政府はどう処理なさるのかその点を……

○政府委員(左藤政務次官) さういふ事

案によつて免許状を、この免許法を施行いたしました。免許状を與へないといふことは政府はいつてもあります。

○若木勝蔵君 昭和二十二年の三月三十一日にできました学校教育法の第九條に、校長及び教員になれない者が規定してありますが、その欠格條項に比べまして、今度の免許法案における欠格條項が、僅か一年ぐらゐの間に非常な苛酷になつておる、その理由はどういうところにあるのでしょうか。今第六号に該當するやうな者があるかないか、分らないといふやうなことが論じられておつたのでありますが、さういふやうな者があるかないか分らないといふやうなことを言つておられるけれども、大分その方面を予想して、さういふやうな苛酷な欠格條項を決めたのじやないか、さういふやうなことも考えられるのであります。その間の事情について……

○政府委員(稲田清助君) そうした公務員の資格等を定め、その後の各種の立法令を参照いたしました、それと比較考慮の上、さうした原案を決定いたしましたのであります。

○梅津錦一君 大体話は分りましたが、この第六号の問題ですが、この法案で免許状は結局保障される。併しなから某政党に属する者が教育委員会の候補で公職に就けなかつた、赴任できなかったといふ例があるもので、この法案とその教育委員会との関連において、さういふことを抑えられるかどうか、その見解をお聴きしたい。文部省にさうした教育委員会に対しての制圧権がないとするならば、これを補正に取つて將來某政党に属する者は採用

しないといふ例が発生する虞れがあるかないかを私はここで聴きしたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 本法第九條におきまして、授與権者のなした処分に対しては、文部大臣の監督の方法はあつたのであります。

○若木勝蔵君 私の先程の質問に対する答弁に対しては、今度のこの法案に、さういふことは、今度のこの法案において、欠格條項を決める場合に、さういふやうな他の方面との場合に、さういふことを決定した、さういふやうなことを文部省においてはそのやうに常に考へておられるのかどうか。

○政府委員(稲田清助君) 教職員と他の一般國家公務員、或いはその他の資格を有する者といふやうな点につきましても、さうした資格要件について比較考慮をいたしましたことは、私共として必要なことだと考へております。

○委員(田中耕太郎君) 如何でございませうか。御異議ありませんければ、この程度で質疑を終了したいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(田中耕太郎君) それでは質疑はこれで以て終了いたします。それで討論に入りますが、御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。尙修正の御意見もございまして、さういふことを願ひます。

○梅津錦一君 教育職員免許法に對する修正の動議を提出いたします。

〔動議に賛成いたします〕と呼ぶ者あり

○委員(田中耕太郎君) それでは修正の御意見をお述べ願ひます。

○梅津錦一君 お手許にあるところの教育免許法に對する修正案を提出いたします。提案者は私以下の六名でございませう。

教育職員免許法の一部を次のやうに修正する。

第五條第一項第四号から第六号までを次のやうに改める。

四、長期六年の禁、以上の刑に処せられ、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることなくつた後、二年を経過しない者

五、長期六年未満の懲役又は禁、この刑に処せられ、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることなくつた後、二年を経過しない者

六、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

尙教育職員免許法施行法案に對する修正案も、同様提案者は六人でありませう。

教育職員免許法施行法案の一部を次のやうに修正する。

第十條中第九條の改正規定第二号から第四号までを次のやうに改める。

二、長期六年の禁、以上の刑に処せられ、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることなくつた後、二年を経過しない者

三、長期六年未満の懲役又は禁、この刑に処せられ、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることなくつた後、二年を経過しない者

四、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

以上の修正案でございますが、先程來の政府に對する質問によつて御了解が行くと思ひますが、以上の問題は、私は受刑者が教育職員にふさわしくないといふ考へ方は、持ちたくないと思ひます。非常にこの人道主義的な考へかも知れませんが、既に刑を受けたことによつて、その人はもうそれだけの贖罪をしておるのであつて、罪の上に罪を塗る、その罪を負つた者に対して又鞭打つといふやうな考へ方は、新しい憲法の建前から考へたくな

い、私はさう考へる。何故ここに二ヶ年といふ時を置いたかと申しますならば、囹圄の身を六年もやつておれば、大體世の中の状態が暗い、だから直ぐに復職させるといふことは無理である。だからこの二年間の勉強によつて世の中の変化、並びに忘れておつたこと、或いはその他の教育、教授上必要な素養をそこで作り上げる、この素養をやるというこのために、二年をここに置いたものであつて、決して刑罰の意味で二年と考へたのではない、この二年間の勉強によつて再び教壇に立てる、教育教授ができるに必要な期間であると思へて、二年間を置いたのであります。決して懲罰的な意味でこの二年を考へておるのではないのであります。尙第五條の第六項の問題でございませうが、さうしたことを、さういふ見ない化け物に驚いておるやうな日本人の不見識をこから取りたい。さう考へる。新憲法によつて大きく飛躍し、民主主義の理解が廣く深まつて行くところの日本國民、特に教育職員の資格を持つ者に対しては私は絶対信頼したい。若しさういふ考へがあるならば、日本はそのときに破壊されておるのだ、私は破壊といふことを考へたくない、建設のみを考へて、さうした消極的な面を考へたくないといふので、強い自信と強い信仰を以て教職

に當つて貰いたいために、第六項は削除して貰いたい。こういう意味でこの修正動議を提出しておるのであります。御了解頂きまして、教育職員にこの修正の影、少くもこうした暗いものの方をさせたくない。正々堂々と民主主義の大道を歩むということにおいて、何らの影はない。こういうような強い自信と信仰を持つために、こうした消極的な面を全面的に取つて頂きたい。これが私の意思であり、私の教育職員に対する信仰であります。そういう意味で諸君のこの動議に御賛意を頂くことを強く希望申上げて、私の提案理由といたします。

○委員長(田中耕太郎君) 別に御発言はございませんか。御発言がございませぬれば、只今梅津君が教育職員免許法に対する修正案のみならず、教育職員免許法施行法案に対する修正案もお述べになりました。これは便宜上両法案を同時に一括して議題といたしまして、御異議ございませんか。

○委員長(田中耕太郎君) それではさう取計らいまして、先ず両法案に対する梅津君外数名の方の修正案につきまして、採決をいたすことに御異議ございませんか。

○委員長(田中耕太郎君) それでは採決を願います。修正案に賛成の方は御起立を願います。

○委員長(田中耕太郎君) 少数と認めます。よつて梅津君等の提出の修正案は否決されました。

○委員長(田中耕太郎君) 次にこれは

衆議院で修正された原案でございますが、教育職員免許法案並びに教育職員免許法施行法案を議題に供します。衆議院で修正された原案につきまして採決をいたします。衆議院で修正されて参つたところの両法案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(田中耕太郎君) 多数と認めます。それでは両法案は多数を以つて議決せられました。向本会議における手続きその他につきましては、従前の例によりまして、処理することをお願いいたします。

○委員長(田中耕太郎君) 尚署名等も多数意見者署名
松野 喜内 左藤 義詮
高良 とみ 大隈 信幸
木内キヤウ 深水 六郎
山本 勇造 堀越 儀郎
梅原 眞隆

○委員長(田中耕太郎君) それでは速記を止めて。
○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め

○鈴木憲一君 動議を提出いたしました。只今堀越委員から速記の件がありました。次の委員会でも速記は取れるものと思ひますので、本日はこの辺で閉会いたされたら如何かと思ひます。動議を提出いたします。

○堀越儀郎君 この問題については早く文部当局の意見も院外に知らしたいという切なる希望があつた筈でありますから、私はできるだけ早い機会にお

いてこれをやられることを希望いたします。

○堀越儀郎君 これはこちらの問題だけであります。先程梅津君の希望で院外に早く知らしたいというふうな切なる御希望もあつた筈でありますから、そのことはお変りにならなうと思ひますので私は継続を希望いたします。

○松野喜内君 堀越委員の意見に賛成いたします。
○委員長(田中耕太郎君) 速記を止めて。
○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め

午後四時二十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 田中耕太郎君
理事 若木 勝蔵君
委員 松野 喜内君
木内キヤウ君
梅津 錦一君
深水 六郎君
大隈 信幸君
梅原 眞隆君
高良 とみ君
堀越 儀郎君
西田 天香君
山本 勇造君
鈴木 憲一君

五月十九日日本委員会に左の事件を付託された。

國務大臣 藤田 芳雄君
文部大臣 高瀬 莊太郎君
政府委員 左藤 義詮君
文部事務次官 日高 第四郎君
文部事務官 稲田 清助君
文部事務局(教科書局長) 稲田 清助君
法制局 奥野 健一君
法制局 奥野 健一君

一、教育予算増額に関する請願(第千三百三十四号)
一、世界暦採用に関する陳情(第千三百三十九号)
第千三百三十一号 昭和二十四年五月十四日受理
教育職員免許法案に関する請願
請願者 東京都大田区新井宿六ノ六六〇日本進学協会内 土屋 賢 岩間 正男君

明治以來施行されてきた教員検定試験制度は、学界、教育界に多くの業績を残して來た。しかるに、この制度が廢止される由であるがこれは、押し出されて教壇に立つ学校出よりも、心から學問を愛し、教育に精進するこれら檢定出身者は、教育界における埋もれた至宝であり、また、学校出身者のみによる教員補充の困難な現状と、新憲法にうたわれた教育の機会均等の趣旨にかんがみ、廣く人材を教育界に進出させるためにも社会の損失をまねくことは大きい。これらの事情より見て、教

育職員免許法案には、(一)義務教育を了した学歴で受験できる教員検定試験制度を存続すること、(二)学力才能に應じ各種各級の教員試験を自由に受けられる制度とすること、(三)単位科目は面接授業や講習によらないでも獲得できること、等を取り入れたいとの請願。

第千三百三十四号 昭和二十四年五月十四日受理
教育予算増額に関する請願
請願者 札幌市大通西五丁目 星野健三外一万三千八百四十五名
紹介議員 若木 勝蔵君
昭和二十四年度において教育予算が大幅に削減されたが、これでは北海道のような特殊事情にある所では、教育上甚しい支障をきたす実情にあるから、この際予算の増額につき考慮せられたいとの請願。

第千三百三十九号 昭和二十四年五月九日受理
世界暦採用に関する陳情
陳情者 京都市左京区吉田本町一 二日本憲法協会内 上田 穂外一名
現行曆法は、各月の日の配分に不同があり、大小の差が大きいので、実生活の基礎づけとなつてゐる統計上極めて不便である。又、月日と週日が固定してないことは、行事、事業の計画にはなほ不便であるから、沈滞してゐる民心に清新の氣を入れるとともに、万國協調の端緒を開くため、(一)昭和二十五年十二月末日より世界暦を採用すること、(二)國際會議に日本代表が出席の場合、世界暦採用の議決に當つ

ては、採用の投票をする権限を与えられたいとの陳情。

三月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、文化財保護法案（田中耕太郎君外十六名発議）

文化財保護法案
文化財保護法

目次

第一章 総則（第一條—第四條）

第二章 文化財保護委員会（第五條—第二十五條）

第三章 国宝その他の重要文化財（第二十六條—第四十七條）

第四章 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財（第四十八條—第四十九條）

第五章 補則（第五十條—第五十一條）

第六章 罰則（第五十二條—第五十八條）

附則（第五十九條—第七十五條）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、國民の間に存する文化的遺産を保存し、且つ、必要に應じ公開することによつて、文化國家の建設に寄與し、あわせて世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（政府の任務）

第二條 政府は、前條の文化的遺産がわが國文化の傳統と精髓の象徴であることを認識し、その保存が遺憾なく行われるように、周到の注意をもつてこの法律の執行に努めなければならない。

第三條 第一條の目的を達成するため

め、政府は、左の事業を行う。

一 建造物、繪画、彫刻、工芸品、筆跡、史料、演劇、音楽、工芸技術その他の有形又は無形の文化財で國民的遺産として重要なものの保存又は公開

二 前号に規定する文化財に関する調査研究

三 第一條の目的を達成するため必要その他の事業

（國民及び政府の心構）

第四條 國民は、政府がこの法律の目的を達成するために行う事業に誠実に協力しなければならない。

2 政府は、この法律の執行に當つては、關係者の所有權その他の財産權を尊重しなければならない。

第二章 文化財保護委員会（設置）

第五條 この法律の完全な実施を確保するため、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、文化財保護委員会（以下委員会という。）を設置する。

2 委員会は、文部大臣の所轄に属し、その委員は、独立して職權を行う。

（所掌事務）

第六條 委員会は、第三條の事業に関する事務をつかさどる。

（権限）

第七條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為を行うこと。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をする。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、圖書その他研究用資材、事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一 委員会の公印を制定すること。

十二 廣く利用に供する適當な記録を整備すること。

十三 所掌事務に関する法人の設立を認可すること。

十四 所掌事務に関する國庫支出金を割り当て、配分すること。

十五 所掌事務に関する物資の確保について援助すること。

十六 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

十七 國家的又は國際的關心のある題目について、會議、研究会、討論會等を主催すること。

十八 第三條に規定する文化財の保護に関する法令案を作成すること。

十九 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員に属せしめられた権限（構成）

第八條 委員会は、五人の委員をもつて組織する。

（委員の任命及び欠格事由）

第九條 委員は、廣い文化的識見を有する者のうちから兩議院の同意を経て、文部大臣が任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者（委員の任期）

第十條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間存任する。

2 委員は、再任されることができ

る。

3 第一項の規定にかかわらず委員は、國會の閉會又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、その後最初に召集された國會において兩議院の同意を経て文部大臣が委員を任命するまでの間、なお在任するものとする。

護に関する法令案を作成すること。

十九 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員に属せしめられた権限（構成）

第八條 委員会は、五人の委員をもつて組織する。

（委員の任命及び欠格事由）

第九條 委員は、廣い文化的識見を有する者のうちから兩議院の同意を経て、文部大臣が任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者（委員の任期）

第十條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間存任する。

2 委員は、再任されることができ

る。

3 第一項の規定にかかわらず委員は、國會の閉會又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、その後最初に召集された國會において兩議院の同意を経て文部大臣が委員を任命するまでの間、なお在任するものとする。

（委員の失職及び罷免）

第十一條 委員は、第九條第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失う。

2 文部大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認める場合においては、兩議院の同意を経て、これを罷免することができ

る。

第十二條 委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する委員を、あらかじめ、定めて置かなければならない。

（委員の報酬）

第十三條 委員長は、國務大臣の俸給に準ずる報酬を、その他の委員は、一般官吏の最高の俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

（會議）

第十四條 委員会は、委員長が招集する。二人以上の委員から請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ會議を開くことができない。

3 委員の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会規則）

第十五條 委員長は、この法律の執行に關し必要な事項について、委員会の議決を経て、委員会規則を定めることができる。

2 委員会規則は、官報で公布する。

（事務局の内部組織）

第十六條 委員会の事務局に、その内部組織として總務部及び保存部を置く。

（總務部の所掌事務）

第十七條 總務部においては、委員会を補助するため、左に掲げる事務を

つかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 職員に就任する他人事に関する事。
- 三 職員に就任する他人事に関する事。

- 四 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

- 六 國有財産及び物品の管理に関する事。
- 七 報道に関する事。
- 八 法令案の審査に関する事。

- 九 委員会及び専門審議会の會議に関する事。
- 十 渉外事務に関する事。
- 十一 文化財の出陳又は公開の命令及び勧告に関する事。

- 十二 出陳された國宝その他の重要な文化財又は國が管理の委託を受けた國宝その他の重要な文化財の管理に関する事。
- 十三 國宝その他の重要な文化財の買取に関する事。

- 十四 文化財についての損害補償、費用負担、出陳に対する給與金及び補助金に関する事。
- 十五 無形文化財についての資料のあつ、旋その他の助成に関する事。

- 十六 前各号に掲げるものの外、委員会の所掌事務で、保存部の所掌に属さない事務に関する事。
- 十七 保存部の所掌事務

- 十八 保存部においては、委員会を補助するため、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國宝その他の重要な文化財の指定及びその解除に関する事。
- 二 國宝その他の重要な文化財の輸出又は現状変更の許可に関する事。

- 三 國宝その他の重要な文化財の管理の受託、管理の委託の勧告、管理に関する措置の命令又は勧告、修理に関する命令又は勧告及び環境保全に必要な行為の制限又は禁止に関する事。

- 四 國宝その他の重要な文化財の保存についての届出に関する事。
- 五 國宝その他の重要な文化財の修理及び管理についての指揮監督並びに國宝の修理又はその滅失若しくは損防止の措置の施行に関する事。

- 六 文化財の保存上必要な調査に関する事。
- 七 文化財の保存の台帳の整備に関する事。

- 八 文化財の保存及び修理に関する専門的、技術的な指導又は助言に関する事。
- 九 文化財の保存又は修理に必要な資料を刊行し、頒布すること。

- 十 文化財に関する記録、写真、複写及び複製に関する事。
- 十一 委員会事務局に局長を置く。

- 十二 委員会事務局に局長を置く。
- 十三 委員会事務局に局長を置く。

つかさどる。

- 一 國宝その他の重要な文化財の指定及びその解除に関する事。
- 二 國宝その他の重要な文化財の輸出又は現状変更の許可に関する事。

- 三 國宝その他の重要な文化財の管理の受託、管理の委託の勧告、管理に関する措置の命令又は勧告、修理に関する命令又は勧告及び環境保全に必要な行為の制限又は禁止に関する事。

- 四 國宝その他の重要な文化財の保存についての届出に関する事。
- 五 國宝その他の重要な文化財の修理及び管理についての指揮監督並びに國宝の修理又はその滅失若しくは損防止の措置の施行に関する事。

- 六 文化財の保存上必要な調査に関する事。
- 七 文化財の保存の台帳の整備に関する事。

- 八 文化財の保存及び修理に関する専門的、技術的な指導又は助言に関する事。
- 九 文化財の保存又は修理に必要な資料を刊行し、頒布すること。

- 十 文化財に関する記録、写真、複写及び複製に関する事。
- 十一 委員会事務局に局長を置く。

- 十二 委員会事務局に局長を置く。
- 十三 委員会事務局に局長を置く。

- 十四 委員会事務局に局長を置く。
- 十五 委員会事務局に局長を置く。

- 十六 委員会事務局に局長を置く。
- 十七 委員会事務局に局長を置く。

- 十八 委員会事務局に局長を置く。
- 十九 委員会事務局に局長を置く。

- 二十 委員会事務局に局長を置く。
- 二十一 委員会事務局に局長を置く。

- 二十二 委員会事務局に局長を置く。
- 二十三 委員会事務局に局長を置く。

- 二十四 委員会事務局に局長を置く。
- 二十五 委員会事務局に局長を置く。

- 二十六 委員会事務局に局長を置く。
- 二十七 委員会事務局に局長を置く。

- 二十八 委員会事務局に局長を置く。
- 二十九 委員会事務局に局長を置く。

- 三十 委員会事務局に局長を置く。
- 三十一 委員会事務局に局長を置く。

- 三十二 委員会事務局に局長を置く。
- 三十三 委員会事務局に局長を置く。

- 三十四 委員会事務局に局長を置く。
- 三十五 委員会事務局に局長を置く。

し、保存して公衆の観覽に供し、あわせてこれに関連する事業を行う機関とする。

- 2 國立博物館は、東京都に置く。
- 3 國立博物館に、奈良分館を置く。

- 4 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 5 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 6 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 7 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 8 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 9 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 10 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 11 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 12 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 13 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 14 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 15 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 16 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 17 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 18 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 19 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 20 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 21 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 22 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 23 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 24 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 25 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 26 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 27 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 28 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 29 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 30 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 31 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 32 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 33 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 34 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 35 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

- 36 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。
- 37 國立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。

のあるものを重要文化財に指定することが出来る。

- 2 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 3 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 4 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 5 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 6 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 7 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 8 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 9 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 10 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 11 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 12 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 13 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 14 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 15 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 16 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 17 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 18 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 19 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 20 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 21 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 22 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 23 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 24 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 25 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 26 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 27 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 28 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 29 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 30 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 31 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 32 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 33 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 34 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 35 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

- 36 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。
- 37 前項の規定による指定の基準は、政令で定める。

員会規則の定める事項を明らかにして、新管理責任者と連署の上二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 3 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 4 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 5 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 6 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 7 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 8 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 9 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 10 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 11 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 12 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 13 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 14 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 15 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 16 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 17 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 18 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 19 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

- 20 國宝その他の重要な文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を明らかにして、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、國庫が修理又は管理の費用の全部又は一部を負担した國宝その他の重要文化財の所有者に対し、一年以内の期間を限つて國立博物館その他の施設に國宝その他の重要文化財を出陳することを命ずることができる。

3 委員会は、前項の場合において必要があるとき、一年以内の期間を限つて出陳の期間を更新することができる。但し、引き続き五年を越えてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、國宝その他の重要文化財の所有者は、その國宝その他の重要文化財を出陳しなければならぬ。但し、委員会が所有者の申請によりやむを得ない事由があるものと認めた場合は、この限りでない。

5 前四項の規定による出陳のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、國庫の負担とする。

(出陳させた國宝その他の重要文化財の管理の責に任ずべき者)

第三十五條 委員会は、前條の規定により國宝その他の重要文化財を出陳させたときは、その職員のうちからその國宝その他の重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

(出陳の給與金)

第三十六條 政府は、第三十四條の規定により國宝その他の重要文化財を出陳した所有者に対し、委員会規則の定める基準により、給與金を支給する。

(公開)

第三十七條 委員会は、國宝その他の重要文化財の所有者に対し、三箇月

以内の期間を限つて國宝その他の重要文化財の公開を勧告することができる。

2 委員会は、國庫が修理又は管理の費用の全部又は一部を負担した國宝その他の重要文化財の所有者に対し、三箇月以内の期間を限つてその公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第三十四條第四項の規定を準用する。

4 前三項の規定による公開のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、その全部又は一部を國庫の負担とすることができる。

(出陳又は公開による損害の補償)

第三十八條 第三十四條又は前條の規定により出陳又は公開したことに起因して当該國宝その他の重要文化財が滅失し、又は損したときは、政府は、その國宝その他の重要文化財の所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。但し、國宝その他の重要文化財が所有者又は第二十九條の規定による管理責任者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又は損した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、前項の補償の決定の通知を受けた日から三箇月を経過したときは、この限りでない。

(國に対する賣渡の申出)

第三十九條 國宝その他の重要文化財を賣渡しようとする者は、委員会規則の定める事項を明らかにして、まず委員会に対し、國に対する賣渡の申出をしなければならない。

(管理の委託)

第四十條 國宝その他の重要文化財の所有者は、委員会規則の定める條件により、委員会に國宝その他の重要文化財の管理を委託することができる。

2 委員会は、國宝その他の重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者に対し、條件を示して委員会にその管理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により委員会が管理の委託を受けた場合には、第三十五條の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第四十一條 國宝その他の重要文化財を管理する者がないため若しくは不適任なため又は管理が適當でないため國宝その他の重要文化財が滅失し、又は損したときは、委員会は、所有者又は第二十九條の規定による管理責任者に対し、その修繕について必要な命令又は勧告をすることができる。

3 第一項の規定による命令に基いてする國宝の修繕のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、國庫の負担とし、前二項の規定による勧告に基いてする國宝その他の重要文化財の修繕のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、その全部又は一部を國庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により國庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前條第三項の規定を準用する。

(政府による修繕等の施行)

第四十三條 政府は、左の各号の一に該当する場合においては、國宝につき自ら修繕をし、又はその滅失若しくは損の防止の措置をすることができる。

3 委員会は、前項の規定により國庫が費用の全部又は一部を負担する場合において必要があるとき、その管理に関する措置について指揮監督をすることができる。

(修理に関する命令又は勧告)

第四十二條 委員会は、國宝が破損している場合において、その原状を回復するため必要があると認めるときは、所有者又は第二十九條の規定による管理責任者に対し、その修繕について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 委員会は、國宝以外の重要文化財が破損している場合において、その原状を回復するため必要があると認めるときは、所有者又は第二十九條の規定による管理責任者に対し、その修繕について必要な命令又は勧告をすることができる。

3 第一項の規定による命令に基いてする國宝の修理のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、國庫の負担とし、前二項の規定による勧告に基いてする國宝その他の重要文化財の修理のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、その全部又は一部を國庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により國庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前條第三項の規定を準用する。

(政府による修繕等の施行)

第四十三條 政府は、左の各号の一に該当する場合においては、國宝につき自ら修繕をし、又はその滅失若しくは損の防止の措置をすることができる。

3 委員会は、前項の規定により國庫が費用の全部又は一部を負担する場合において必要があるとき、その管理に関する措置について指揮監督をすることができる。

くは、損の防止の措置をさせることが適當でないとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、所有者又は第二十九條の規定による管理責任者に対し、当該國宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、國庫の負担とする。

4 第一項の規定による修理又は措置によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

5 前項の場合には、第三十八條第二項の規定を準用する。

(権限の委任)

第四十四條 第四十一條第三項、第四十二條第四項及び前條第一項の規定による委員会の権限の一部は、都道府縣の教育委員会に委任することができる。

2 委員会は、前項の規定による委任をしたときは、当該都道府縣の教育委員会を指揮監督することができる。

(環境保全)

第四十五條 委員会は、國宝その他の重要文化財の保存上必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

2 前項の規定による制限又は禁止によつて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。

3 前項の場合には、第三十八條第二項の規定を準用する。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)
第四十六條 國宝その他の重要文化財につき第三十四條、第三十七條又は第四十一條から第四十三條までの規定による命令又は勧告があつた後、所有者に変更があつたときは、新所有者は、当該國宝その他の重要文化財に關しこの法律に規定する旧所有者の権利義務を承継する。

(指定の解除)
第四十七條 國宝又は重要文化財が國宝又は重要文化財としての價值を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員會は、國宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定により指定の解除をしたときは、委員會は、その旨を官報で告示し、且つ、所有者に通知しなければならない。

第四章 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財
(助成)
第四十八條 第三條第一号に規定する演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財のうち特に價値の高いもので國が保護しなければ衰亡する虞があるものについては、委員會は、その保存に当らせるのに適當な者に対し、補助金を交付し、又は資材のあつ、旋その他適當な助成の措置を講じなければならない。

(公開)
第四十九條 委員會は、前條の規定による措置を受けた者に対し、三箇月以内の期間を限つて公開を命ずることができる。
前項の場合には、第三十四條第四

3 前二項の規定による公開のために要する費用は、委員會規則の定める基準により、その全部又は一部を國庫の負担とする。

第五章 補助
(國庫負担金の前金拂又は概算拂)
第五十條 この法律により國庫の負担すべき費用については、政令の定めるところにより、前金拂又は概算拂をすることが出来る。

(國の所有する文化財の特例)
第五十一條 國の所有する第三條第一号に規定する有形の文化財については、政令で特別の定をすることが出来る。

第六章 罰則
(刑罰)
第五十二條 第三十一條の規定に違反し、委員會の許可を受けないで國宝その他の重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は十萬円以下の罰金に処する。

第五十三條 國宝その他の重要文化財を損壊し、棄棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は二萬五千円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項の國宝その他の重要文化財が自己の所有するものであるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬円以下の罰金若しくは科料に処する。

(行政罰)
第五十四條 第三十二條の規定に違反し、委員會の許可を受けないで國宝その他の重要文化財の現狀を変更した者は、二萬五千円以下の過料に処する。

第五十五條 第三十九條の規定に違反し、委員會に対し國に對する賣渡の申出をしないで國以外の者に國宝その他の重要文化財を賣り渡した者は、一萬円以下の過料に処する。

第五十六條 第三十條又は第三十三條の規定に違反し、届出をしないかつた者は、五千円以下の過料に処する。

第五十七條 前二條に規定する者が法人であるときは、その代表者(第二十九條の規定により管理責任者を定めてある場合は、その者)に対し、各本條の過料を科する。

第五十八條 第三十五條(第四十條第三項の規定により準用する場合を含む。)に規定する國宝その他の重要文化財の管理の責に任すべき者が怠慢によりその管理する國宝その他の重要文化財を滅失し、又は損するに至らしめたときは、二萬五千円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第五十九條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(法律の廃止)
第六十條 國宝保存法(昭和四年法律第十七号)、國宝保存會官制(昭和四年勅令第二百一十一号)及び重要美術品等の保存に關する法律(昭和八年法律第四十三号)は、廃止する。

(旧法による処分の効力)
第六十一條 この法律施行前に國宝保存法第一條の規定によりした國宝の指定(同法第十一條第一項の規定により解除された場合を除く。)は、第二十六條の規定によりした重要文

化財の指定とみなし、同法第三條又は第四條の規定によりした許可は、第三十一條又は第三十二條の規定によりした許可とみなす。

(旧法の効力に關する経過規定)
第六十二條 この法律施行前の所有者についての変更及び國宝の滅失又は損及びこの法律施行前に國宝保存法第七條第一項の規定によりした命令及び同法第十五條前段の規定により交付した補助金については、同法第六條から第十條まで、第十五條後段、第二十三條及び第二十四條の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第六條及び第九條第二項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員會」と読み替へるものとする。

2 この法律施行前にした行爲の処罰については、國宝保存法の規定は、なおその効力を有する。

第六十三條 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に關する法律第二條第一項の規定による認定のされてある物件については、同法(第二條第一項を除く。以下同じ。)は、當分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法中「國宝」とあるのは、「國宝その他の重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員會」と、「國宝保存法第一條ノ規定ニ依リテ國宝トシテ指示シ」とあるのは、「文化財保護法第二十六條ノ規定ニ依リテ重要文化財トシテ指定シ」と読み替へるものとする。

(最初の委員の任命)
第六十四條 委員會の最初の委員の任命については、國會閉會中の場合、

限り、第九條第一項の規定にかかわらず、同議院の事後の承認を得れば足りる。

2 文部大臣は、前項の規定による同議院の事後の承認が得られないときは、その委員を罷免しなければならない。

(第一回の委員會の招集)
第六十五條 この法律に基く第一回の委員會は、第十四條の規定にかかわらず文部大臣が招集する。

(最初の委員の任期)
第六十六條 この法律により初めて任命される委員會の委員で委員長及びその職務を代理する委員以外のものの任期は、第十條第一項の規定にかかわらず一人については三年、二人については四年とする。

2 前項の規定の適用を受ける委員の任期は、くじで定める。

(國家行政組織法の一部改正)
第六十七條 國家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表中「文部省」を「文部省文化財保護委員會」に改め「文部省設置法の一部改正」
(文部省設置法の一部改正)
第六十八條 文部省設置法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三章 職員(第二十九條・第三十條)を第三章 外局(第二十八條・第二十九條)に改める。
第二條第一項第二号中「國宝、重要美術品」を「文化財保護法(昭和二十四年法律第 号)第三條第一

号に規定する文化財」に改める。

同條第三項中「出版」を「文化財保護法第三條第一号に規定する文化財、出版」に改める。

第十條第九号中「國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財」を「史跡名勝天然記念物その他の文化財（文化財保護法第三條第一号に規定する文化財を除く）」に改める。

第十三條中「國立博物館」を削る。

第十四條第一項中「國立博物館」を削る。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第二十四條左表中國宝保存会及び重要美術品等調査審議會の項を削

第二條第一項中

文部省本省 六三、〇九〇人
うち六〇、九四〇人は、國立学校の職員とする。

文部省		本省	計
文化財保護委員會	本省	六二、六七三人	六三、〇九〇人
	計	四一七人	

うち六〇、九四〇人は、國立学校の職員とする。

（從前の國立博物館）

第七十條 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定がある場合を除く外、從前の國立博物館及びその職員は、この法律に基く國立博物館及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（特別職の職員の俸給等に関する法律の一部改正）

第七十一條 特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三章を第四章とし、第二十八條の次に次の一章を加える。

第三章 外局
（外局の設置）
第二十八條の二 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて文部省に置かれる外局は、左の通りとする。

文化財保護委員會
（文化財保護委員會）
第二十八條の三 文化財保護委員會の組織、所掌事務及び権限は、文化財保護法の定めるところによる。

（行政機關職員定員法の一部改正）
第六十九條 行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

（家屋台帳法の一部改正）
第七十二條 家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
第四條第一項第三号中「國宝保存法」を「文化財保護法」に改め、「國宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。
（國有財産法の一部改正）
第七十三條 國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第三條第二項第二号中「國宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。
（地方税法の一部改正）
第七十四條 地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。
第十三條第九号中「國宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。
（屋外廣告物法の一部改正）
第七十五條 屋外廣告物法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第四條第一項第四号中「國宝保存法（昭和四年法律第十七号）第一條」を「文化財保護法（昭和二十四年法律第 号）第二十六條又は第二十七條」に改める。

第一條第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 文化財保護委員會の委員長及び委員
第二條第一項及び第七條中「第十三号の四」を「第十三号の五」に改める。

別表中「全國選舉管理委員會委員長」を「全國選舉管理委員會委員長」に、「中央更生保護委員會委員長」を「中央更生保護委員會委員長」に、「中央更生保護委員會委員長」を「中央更生保護委員會委員長」に改める。

昭和二十四年六月十三日印刷

昭和二十四年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局